

## 佐野市広報さの広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、佐野市広告掲載要綱（平成18年佐野市告示第222号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、市が作成する広報さの（以下「広報紙」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

### (広告の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、次のとおりとする。

- (1) 裏表紙
- (2) 表紙及び裏表紙以外のページの下段

### (広告掲載の制限)

第3条 広告の掲載は、1広告主につき毎号1回限りとする。

### (広告掲載の割り付け)

第4条 掲載する広告の割り付けは、市が行う。

### (掲載規格及び掲載料)

第5条 掲載規格及び掲載料は、掲載1回につき、次のとおりとする。

- (1) 裏表紙面2段枠（カラー、縦100mm×横175mm） 100,000円
- (2) 1段枠（カラー、縦45mm×横175mm） 30,000円
- (3) 半段枠（カラー、縦45mm×横86.5mm） 15,000円

### (提出書類)

第6条 要綱第6条の必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 広告原稿
  - (2) 市町村税の納税証明書
  - (3) 広告掲載を希望する者の業務内容が分かる書類（法人にあっては、商業の登記事項証明書）
- 2 市長は、前項第1号の広告原稿の内容に不適切な表現がある場合には、修正を求めることができる。
- 3 前項の規定により修正を求めたにもかかわらず、市長が定める期限までに応じない場合には、申込みを取り下げたものとみなす。

(広告原稿の作成)

第7条 広告主は、第5条に定める枠内で版下原稿を作成し、掲載日の1カ月前までに提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月25日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。